

半田市情報公開閲覧等請求関連について

(高齢福祉課)

成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書

- ① 市長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細(被後見人等対象者の決定基準等を含む)を定めた現行の要綱、内規等。

平成 20 年度から知多 5 市 5 町で成年後見利用促進事業を共同で開始しており、本市としての要綱、内規はありません。

記者発表資料(平成 20 年 2 月 19 日)、「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」及び「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書の解釈・運用基準」を添付します。

- ② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成 19 年度及び平成 20 年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。

- 1) 平成 19 年度

特別会計介護保険事業の地域支援事業(任意事業)として予算計上しています。

平成 19 年度特別会計予算書及び予算説明書(写)

平成 19 年度歳出当初予算見積書(写)

- 2) 平成 20 年度

一般会計成年後見利用促進事業として予算計上しています。

平成 20 年度一般会計予算書及び予算説明書(写)

平成 20 年度歳出当初予算見積書(写)

- ③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成 18 年度及び平成 19 年度の実績(件数及び費用)を記した文書。

平成 18 年度及び平成 19 年度における高齢者の利用実績はありません。

H20. 2. 19 記者発表資料
 知多地域5市5町
 幹事市：半田市（高齢福祉課）

成年後見利用促進事業を行います

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利と財産を守る目的で、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人に代わって契約や金銭、財産の管理などの支援を行う制度です。

成年後見人には、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門家などが選任されますが、成年後見が必要な人でも十分な利用が進んでいないのが現状です。高齢化が進む中、親族の支援が期待できない高齢者の増加、費用負担、専門家の数に限りがあることなどがその理由と考えられます。

そのため、知多地域の5市5町は、成年後見制度の理解と利用を促進することにより、悪質商法や預貯金搾取事件などの被害を未然に防ぎ、判断能力が不十分な人であっても、社会で安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

- 1 事業開始 平成20年4月
- 2 事業内容 制度利用の相談、家庭裁判所への手続き支援、後見人の選定支援、法人後見、制度の理解促進など
- 3 実施主体 知多地域5市5町（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
幹事市：半田市

4 実施方法

(1) 委託して実施

ア 知多地域を活動範囲とする後見事務や権利擁護についてノウハウを有する法人格のある非営利団体に委託

イ 事業の適正化のために、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、精神科医等で構成する委員会の設置を義務付け

(2) 事務所の場所 半田市内と知多市内の2か所

(3) 人員配置 4人

（各事務所に支援員1人、事務員1人配置）

(4) 事業費 24,465千円

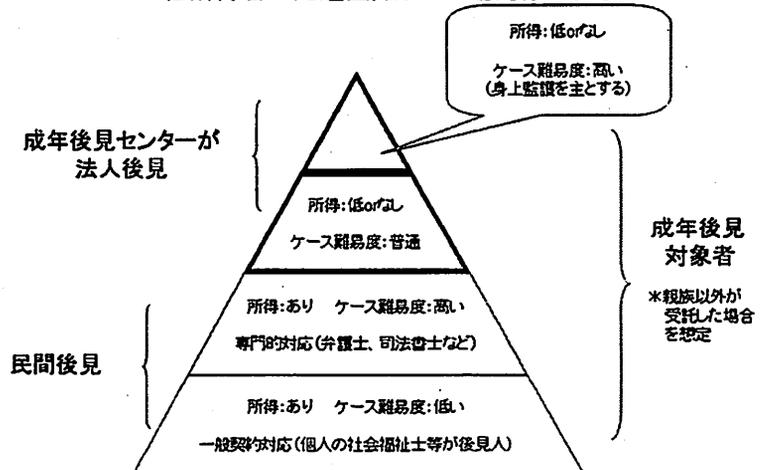
5市5町で按分負担
（均等割10/100、
人口割90/100）

5 法人後見の利用対象者

認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な方で、5市5町に住所を有する主に低所得の人など

成年後見センターが法人後見を受任する範囲

→ 低所得者や処遇困難ケースを対象とする



成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の手続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

（実施方法）

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。

3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に

置くものとする。

- 4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。
- 5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。
- 6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。
- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 事業に要する経費は、平成20年度は別表1に掲げる額とする。

2 関係市町は、前項の経費を、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の90

(2) 前号の人口割の人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数及び外国人登録法に規定する登録者数の合計数とする。

- 3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの平成20年度負担金は、別表2のとおりとする。
- 4 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。
- 5 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までに行うものとする。
- 6 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。
- 7 平成21年度以降の第1項及び第3項の額は、次条に規定する運営委員会で平成20年度に準じて算定する額とする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成20年 4 月 1 日

半田市長 榊原伊三

阿久比町長 竹内啓二

常滑市長 片岡憲彦

東浦町長 井村徳光

東海市長 鈴木淳雄

南知多町長 沢田壽一

大府市長 久野孝保

美浜町長 山下治夫

知多市長 加藤 功

武豊町長 初山芳輝

成年後見利用促進事業の実施に関する協定書の解釈・運用基準

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（説明）

成年後見利用促進事業は、高齢者福祉事務として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第28条（成年後見制度の利用促進）に規定する地方公共団体の事務であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の38（地域支援事業）第4号に規定する市町村の事務を行う地域包括支援センターが成年後見制度を活用促進するために活用する事業である。また、障害者福祉事務としては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条（市町村の地域生活支援事業）第1号に規定されている事務である。

関係市町の合意は、共同で事業を行うことで、効果的に住民の福祉の増進が図られる、との共通認識によってなされたものである。

（解釈及び運用）

協定は、成年後見利用促進のために関係市町の高齢者福祉部署及び障害者福祉部署が協議を重ねてなされたものであり、新たな利用促進に必要な事項がある場合は、関係市町の協議により対処するものである。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（説明）

対象者を限定する規定である。

（解釈及び運用）

ここで言う「住所を有する者」には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定で住民登録している者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定で外国人登録している者の他、福祉各法令で規定する「援護の実施対象者」を含むものである。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後

見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。) 及び審判の取消し申立の手続き支援

- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

(説明)

成年後見利用促進事業の内容の規定である。

(解釈及び運用)

事業内容は、事業を委託して実施することとして規定しているもので、受託団体の選定基準になるもので、相談、家庭裁判所への手続き支援、関係市町の首長申立事務の補完、後見人選定支援及び啓発、人材育成を含んだ研修・講習等による制度普及等が適正に実施できることを要件としている。

(実施方法)

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。

3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に置くものとする。

4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。

5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。

6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。

7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(説明)

具体的な実施方法の規定である。

(解釈及び運用)

第1項の委託先については、前条に規定する事業ができるものと関係市町で選定したものである。

第2項は、関係市町が事業を一体として実施することを担保するために、委託契約を協定書に基づく一本化とし、幹事市町が関係市町を代表して契約の相手方となることを規定している。

半田市を幹事市町とする規定は、次項に規定する事務所が半田市内にあること、関係市町における地理的な利便性などから合意されたものである。

第3項は、委託法人の事務所の位置及び関係市町における地理的利便性から、半田市及び知多市の配慮を含め合意されたものである。

第4項は、事業に必要な人員配置基準を規定している。人員数及び専門的職員の配置を義務付けしているものである。

第5項は、配置される専門的職員については、事業の成果を左右するため、関係市町の承認を得ることとする規定である。

第6項は、適正な事業の運営を担保するため、法律家等により、事業監査を義務付けする規定である。

第7項は、後見人選定支援に当たっては、家庭裁判所が認めている職業的受任資格者と協議をした上で、後見人選定支援を行うことを規定している。この事業が福祉的観点で実施されていることを前提に、一律的な支援に流されることなく、支援対象者の状況に応じた支援を行う規定である。

(事業費及び負担金等)

第4条 事業に要する経費は、平成20年度は別表1に掲げる額とする。

2 関係市町は、前項の経費を、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の90

(2) 前号の人口割の人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数及び外国人登録法に規定する登録者数の合計数とする。

3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの平成20年度負担金は、別表2のとおりとする。

4 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

- 5 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までに行うものとする。
- 6 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。
- 7 平成21年度以降の第1項及び第3項の額は、次条に規定する運営委員会で平成20年度に準じて算定する額とする。

(説明)

事業に要する経費については、関係市町で按分して負担をすること及びその負担手続きについての規定である。

(解釈及び運用)

第1項は、平成20年度の事業経費を規定している。

第2項は、事業経費を関係市町が負担する按分方法を規定している。均等割は、関係市町が対等な事業参画であることを示し、人口割は、人口規模に応じた負担を示している。

第3項は、平成20年度の関係市町ごとの負担を規定している。

第4項及び第5項は、幹事市町へ他の関係市町が負担金納入すること及びその手続きを規定している。納入時期の2回は、委託先への支払い財源及び事務の簡素化の観点で2回とする規定である。

第6項は、事業内容を関係市町で共有するための規定である。

第7項は、関係市町が行う運営委員会で、平成21年度以降の事業経費を決定することを規定している。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(説明)

円滑な事業実施のために、関係市町を構成員とする運営委員会を設ける規定である。

(解釈及び運用)

関係市町で、事業経費の決定、事業内容の共有、専門的職員の承認及び疑義事項の協議の場として運営委員会を設けるものである。成年後見利用促進事業としての運営委員会であることから、事業推進のための協議は適宜議題となる規定である。

(その他)

第6条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

(説明)

成年後見利用促進事業は、関係市町と受託法人の協力が不可欠であることの規定である。

(解釈及び運用)

関係市町が行う対象者への必要な支援の実施と受託法人の活動が結びついて、支援を要する方の生活を支える枠組みとなることを規定している。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成20年4月1日

(説明)

関係市町である知多地域の5市5町で協定書を共有すること及び事業は平成20年度当初開始となる規定である。

解釈・運用基準承認経過

会議日・会議名	内 容	施行日
平成20年2月20日 5市5町成年後見利用促進事業調整会議	「説明」及び「解釈及び運用」を全文に作成した。	平成20年4月1日
<p>この解釈・運用基準は、平成20年4月1日協定書締結のために開催された平成20年2月20日の5市5町成年後見利用促進事業調整会議で承認されたものである。</p> <p>以後、協定書第5条に規定する成年後見利用促進事業運営委員会が、この解釈・運用基準について責を負うものである。</p>		



成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

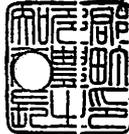


民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。



（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。



（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 
- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
 - (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の手続き支援
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
 - (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
 - (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
 - (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業



（実施方法）



第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。
- 3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に

置くものとする。

- 4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。
- 5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。
- 6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。
- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 事業に要する経費は、平成20年度は別表1に掲げる額とする。

- 2 関係市町は、前項の経費を、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の90

(2) 前号の人口割の人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数及び外国人登録法に規定する登録者数の合計数とする。

- 3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの平成20年度負担金は、別表2のとおりとする。
- 4 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。
- 5 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までにを行うものとする。
- 6 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。
- 7 平成21年度以降の第1項及び第3項の額は、次条に規定する運営委員会で平成20年度に準じて算定する額とする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成20年4月1日

半田市長 榊原伊



阿久比町長 竹内啓



常滑市長 片岡憲彦



東浦町長 井村徳光



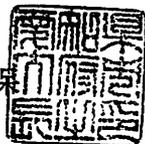
東海市長 鈴木淳雄



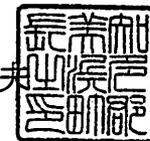
南知多町長 沢田壽



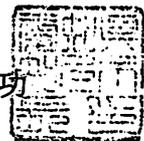
大府市長 久野孝保



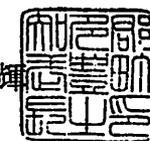
美浜町長 山下治夫



知多市長 加藤 功



武豊町長 初山芳輝



別表1(第4条第1項)

利用促進事業に要する経費

区分	金額 (千円)	積算項目 (千円)		摘要
人件費	18,000	支援員 2人	14,000	専門職員 1人×8,000,000円 1人×6,000,000円
		事務員 2人	4,000	事務員 2人×2,000,000円
物件費	6,465	弁護士顧問料	600	12月×50,000円
		運営適正化委員会 運営費	360	弁護士、司法書士、社会福祉士、 福祉専門職等報酬 年12回×30,000円
		啓発事業費	740	啓発事業開催費、ホームページ開設費、 パンフレット作成費
		裁判所申立経費	1,000	
		先進地視察研修事 業費	331	3か所(さいたま市、西宮市、出雲市)
		事務所賃借料	240	2か所×12月×10,000円
		車両賃借料	720	2台×12月×30,000円
		保険料	79	賠償責任保険
		旅費交通費	480	2人×12月×20,000円
		通信費	905	電話料(固定分)2台×12月×20,000円 =480,000円 電話料(携帯分)2台×12月×12,300円 =295,000円 郵便料 130,000円
		光熱水費	100	
消耗印刷費	400	印刷、消耗品費		
事務用設備費	510	パソコン、コピー機、プリンター、 机、保管庫、電話等接続経費		
合計	24,465			

(摘要) 区分間、項目間の流用を認めるもの。

別表2(第4条第3項)

関係市町ごとの負担金 (平成20年度の事業に要する経費 24,465千円)

(単位:千円)

市町名	人口 H19.4.1 現在 (人)	均等割 (A) 事業に要する 経費の10% 2,446.5 ↓ 2,440千円	人口割 (B) 事業費の90% (事業に要する経費-均等割) 22,025千円			関係市町 ごとの 負担金 (A)+(B)
			調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	
半田市	119,452	244	4,318	4,317.96	4,318	4,562
常滑市	52,973	244	1,915	1,914.87	1,915	2,159
東海市	105,893	244	3,828	3,827.83	3,828	4,072
大府市	82,976	244	2,999	2,999.42	2,999	3,243
知多市	85,666	244	3,097	3,096.66	3,097	3,341
阿久比町	25,013	244	904	904.17	904	1,148
東浦町	49,045	244	1,773	1,772.88	1,773	2,017
南知多町	21,924	244	793	792.51	793	1,037
美浜町	24,489	244	885	885.23	885	1,129
武豊町	41,868	244	1,513	1,513.45	1,513	1,757
合計	609,299	2,440	22,025	22,025	22,025	24,465

<端数調整の算定方法>

- 1 関係市町が負担する均等割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定する。関係市町の均等割負担額の合計は、事業に要する経費の10%の額内で最も10%の額に近くなるようにするものとする。
- 2 人口割は、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額とする。関係市町が負担する人口割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。

ただし、この算定で、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額に満たないときは、切捨てられた端数の大小を勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額となるよう調整する。また、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額を超えるときは、切り上げられた端数の大小を勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額となるよう調整する。